

入 札 公 告

土木工事資材単価調査委託業務（高土政委第6号）について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知建規則第12号）第7条により公告します。入札参加を希望する者は、下記により入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を作成し、提出してください。

令和6年11月26日

高知県知事 濱田 省司

記

1 入札に付する事項

（1）業務名

土木工事資材単価調査委託業務

（2）業務番号

高土政委第6号

（3）業務場所

高知県全域

（4）業務概要

土木工事資材単価調査 一式

詳細は、金抜設計書による。

（5）業務期間

契約締結日から令和7年9月30日

2 入札場所等

（1）契約条項を示す場所、金抜設計書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県土木部土木政策課

電話番号 088-823-9826

（2）金抜設計書等の交付方法

令和6年11月26日(火)から令和6年12月6日(金)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時）に（1）の交付場所で交付又は高知県土木政策課のホームページからダウンロードする。（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>）

（3）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月13日(金)午前10時00分

イ 場所

高知県高知市丸ノ内一丁目2-20

高知県庁本庁舎 7 階 会議室

3 金抜設計書等に関する質疑応答

仕様書の内容について質疑がある場合は、次の（１）及び（２）に従い、書面（様式１）を令和６年１２月２日（月）午後５時までに提出すること。

- （１） 電子メールにて提出する場合は、以下電子メールアドレスへ送付し、電話により着信を確認すること。それ以外のFAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

電子メールアドレス：170201@ken.pref.kochi.lg.jp

電子メールの件名：土木工事資材単価調査委託業務（高土政委第6号）に関する質疑書【質問者名】

- （２） 持参にて提出する場合は、２（１）に示した場所へ、平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）午前８時３０分から午後５時までの間で提出すること。
- （３） 質問に対する回答は、令和６年１２月１１日（水）までに質問を行った者及び入札参加資格確認申請書を提出した全ての者に対し電子メールにより行う。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） この公告の日から当該委託業務の開札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成７年１２月高知県告示第６３８号）及び高知県建設工事指名停止措置要綱（平成１７年８月高知県告示第５９８号）又は指名回避措置基準要領（平成１７年８月２５日付け１７高建管２２３号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （３） 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成１１年法律第１５８号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県測量建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- （４） 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成２３年３月高知県訓令第１号）第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- （５） 高知県における「令和６年度測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格」を有し、「土木関係その他」の業務のうち「経済調査」に登録されている者であること。
- （６） 平成３１年度以降に、元請けとして次の要件をすべて満たす一契約の業務の完成・引渡し完了した者であること。
- ア 国又は地方公共団体が発注した業務であること。
- イ 受注形態が単体又は出資比率が２０％以上の共同企業体であること。
- ウ 四国内における公共事業の積算に係る材料単価（品目１,０００点以上）の価格調査に関する業務であること。
- エ 最終の契約金額が１,０００万円（税込）以上の業務であること。

5 入札参加資格申請

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）を令和6年12月6日（金）午後5時までに2（1）に示した場所に提出し、審査を受けなければならない。申請書の提出のあった者は、開札日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

申請書の提出のあった者は、開札日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 申請書は、次のアからエまでの関連書類を綴り、1部提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

イ 同種業務の履行実績（様式3）

ウ 履行実績の挙証資料

エ 令和6年度測量建設コンサルタント等入札参加者一覧表の該当箇所コピー

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

- (3) 入札参加者が虚偽又は不誠実な申請を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

6 一般競争入札参加資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を一般競争入札参加資格確認通知書で令和6年12月11日（水）までに電子メールにて通知する。

7 入札方法等

- (1) 入札は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函して行なう。
- (2) 入札金額は、金抜設計書に示す業務に必要な金額を記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が代理人であるときは、委任状を提出し、その確認を受けた後でなければ入札をすることができない。
- (5) 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正することができない。
- (6) 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- (7) 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。
- (8) 郵送による入札は、認めない。

8 入札の辞退

- (1) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあっては、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

（３） 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

9 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （１） 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- （２） 委任状を持参しない代理人のした入札
- （３） 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- （４） 入札の氏名その他重要な文字及び認印が誤脱し、その意志表示が不明瞭である入札
- （５） 明らかに談合によると認められる入札
- （６） 所定の入札箱に投かんしなかった入札
- （７） その他入札に関する諸条件に違反した入札

10 入札執行の延期等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- （１） 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- （２） 入札者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

11 最低制限価格の設定

無

12 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

13 落札者の決定方法

- （１） 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- （２） 同価格の者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- （３） 入札価格が予定価格を超える場合は、開札後続けて再度入札を行う。
- （４） 再度の入札（初回入札を含め3回の入札）を行ってもなお予定価格を超えている場合は、最低価格者から順次、予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

14 契約書の作成

要

15 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

1 6 その他

- (1) 入札参加者は、入札方法、別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。
ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 入札参加者及び契約の相手方が本件に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

様式 1

質 疑 書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者の住所

商号及び代表者氏名

質疑書作成担当者氏名

（ 電 話 番 号 ）

（電子メールアドレス）

土木工事資材単価調査委託業務（高土政委第 6 号）に係る入札について下記のとおり質疑します。

記

質疑事項

--

（注）質問は簡潔に記載すること。一つの質問ごとにこの用紙 1 枚を使用し、質問が複数となる場合はこの用紙を複写して使用すること。

一般競争入札参加資格確認申請書作成要領
土木工事資材単価調査委託業務
(高土政委第 6 号)

高知県土木部土木政策課

第1 申請様式の記載要領等

申請書様式は様式2とし、以下の書類を添付する。

1 同種業務の履行実績（様式3）

（1）同種業務とは、平成31年度以降に、元請けとして次の要件をすべて満たす一契約の業務で、完成・引渡しが完了したものであること。

ア 国又は地方公共団体が発注した業務であること。

イ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。

ウ 四国内における公共事業の積算に係る材料単価（品目1,000点以上）の価格調査に関する業務であること。

エ 最終の契約金額が1,000万円（税込）以上の業務であること。

（2）様式3の記入要領

ア 業務名：受注業務名とする。

イ 発注機関名：具体的に記入する。

（例：〇〇県〇〇課、〇〇県〇〇事務所、〇〇市〇〇課）

ウ 委託場所：具体的に記入する。（例：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇）

エ 契約金額：千円単位で記入する。

オ 履行期間：着手日から完成日までとする。

カ 業務内容：業務概要等を簡潔に記載すること。

（3）業務内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報データベース（テクリス）に登録している登録内容確認書の写しを添付すること。

登録内容確認書がない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

2 その他

一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）には、令和6年度測量建設コンサルタント等入札参加者一覧表の該当箇所コピーを添付すること。

3 すべての資料は紙ファイルで出力し、入札公告5の（1）により提出するものとする。

第2 その他

1 入札参加申請書の綴じ順

（1）一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

（2）同種業務の履行実績（様式3）

（3）履行実績の挙証資料

（4）令和6年度測量建設コンサルタント等入札参加者一覧表の該当箇所コピー

様式 2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

令和6年11月26日付けで入札公告のありました土木工事資材単価調査委託業務（高土政委第6号）の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 同種業務の履行実績（様式3）
- 2 令和6年度測量建設コンサルタント等入札参加者一覧表の該当箇所コピー

様式3

同種業務の履行実績

会社名

業 務 名 称 等	業務名 (業務番号)	〇〇〇〇〇業務 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	委託場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	履行期間	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
業 務 内 容		

(注)

- 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、従事した業務のテクリス登録内容確認書の写しを添付すること。登録内容確認書がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。